

海津市ファンクラブ規約

(名称)

第1条 本会は「かいづふあん」と称します。

(目的)

第2条 本会は、自然、観光、物産など、海津市の魅力を広く発信することにより、本市の認知度を高め、本市のファンを増やし、本市と関わりを持つ人と末永く交流を持てる関係を構築することを目的とします。

(入会資格)

第3条 入会できる人は、本会の目的に賛同する次の人としします。

- (1) 海津市に興味・関心がある人
- (2) 海津市を応援する人

(会員)

第4条 会員は、前条の入会資格を満たし、第6条の入会手続きを行った人としします。

- 2 会員は、海津市の魅力をPRし、海津市に関わりを持ちたいと思う人を増やすことに協力することとしします。

(活動)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行っていきます。

- (1) 市の情報を自身のSNS等で拡散
- (2) 会員同士の交流
- (3) その他、市を応援する活動

(入会手続)

第6条 本会に入会を希望する人（以下「入会希望者」という。）は、事務局へ入会を申し出ます。

- 2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意していただきます。
 - (1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「会員情報」という。）を名簿に登録すること。
 - (2) 本会の運営上必要な場合に限り、事務局が会員情報を利用すること。
- 3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。
 - (1) 入会の申込みにあたり、虚偽の内容があった場合
 - (2) 入会を承認しない正当な事由がある場合
 - (3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合
- 4 第1項の入会の申込みがあったときは、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員証を発行します。
- 5 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡をしてはなりません。

(事務局)

第7条 本会は、海津市産業経済部観光・シティプロモーション課に事務局を置

きます。

(入会金及び会費)

第8条 本会の入会金及び会費は無料とします。

(禁止行為)

第9条 会員は、本会が提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 他の会員、第三者若しくは本会の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれがある行為
- (2) 他の会員、第三者若しくは本会を誹謗中傷する行為又は本会の運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 事務局の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員の届出義務)

第10条 会員は、会員の個人情報その他入会申込み時の情報に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局へ速やかに届け出ることとします。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が本会の退会を希望する場合は、事務局に届け出るものとし、会員証を返却するものとし、

2 事務局は、会員が次のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。

- (1) 第9条の各号に掲げる行為を行ったとき
- (2) 会員登録情報に虚偽があったとき
- (3) 会員の登録住所・電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、会員が応答を拒否する場合又は既に使われていない等の理由により連絡を取ることができない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断したとき

(個人情報)

第12条 事務局は、本会の運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(損害賠償)

第13条 事務局は、本会の運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(規約の変更)

第14条 事務局は、本会の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、会員に対して当該変更の内容を周知するものとします。

附 則

この規約は、令和7年1月1日から施行します。